

# **序部 荒尾市景観計画について**

## 1. 策定の背景

---

荒尾市では、平成 12 年に「荒尾市景観形成基本計画」を策定し、『また来たいまち、ずっと住みたいまち、誰もが愛せる心地よいまち』を基本理念に、緑の保全や公園整備等の自然環境を活かした景観整備等に取り組んできており、花のまちづくり推進や地域ごとの美化活動などにおいて、一定の成果をあげてきました。しかし、荒尾の個性ある景観の発信やネットワーク化を図る取り組みは、まだ十分には達成できていない状況です。

そのような中、平成 21 年に我が国の近代化を支えた石炭産業の拠点の 1 つであった万田坑と三池炭鉱専用鉄道敷跡が、「九州・山口の近代化産業遺産群」の構成資産として世界遺産暫定リストに登録されました。また平成 24 年には、単一干潟として国内でも有数の広さを持つ荒尾干潟がラムサール条約湿地として登録され、本市の歴史・文化景観や自然景観に対する関心が高まりつつあります。

さらに、平成 24 年に市制施行七十周年を記念して、市民公募による市内の優れた八つの景観を「荒尾八景」として定め、地域イメージのブランド化や、市のイメージアップに広く活用しています。

このような背景から本市の景観行政は、住みやすいまちとしての生活環境の向上のみならず、自然的、歴史的景観資源の保全・継承、観光や地域間交流活性化の面から取り組んでいく必要性が高まってきました。

そこで、本市の特性を活かした良好な景観形成を総合的に推進するため、平成 16 年に制定された景観法に基づく「荒尾市景観計画」を策定することとしました。

## 2. 計画の目的と役割

---

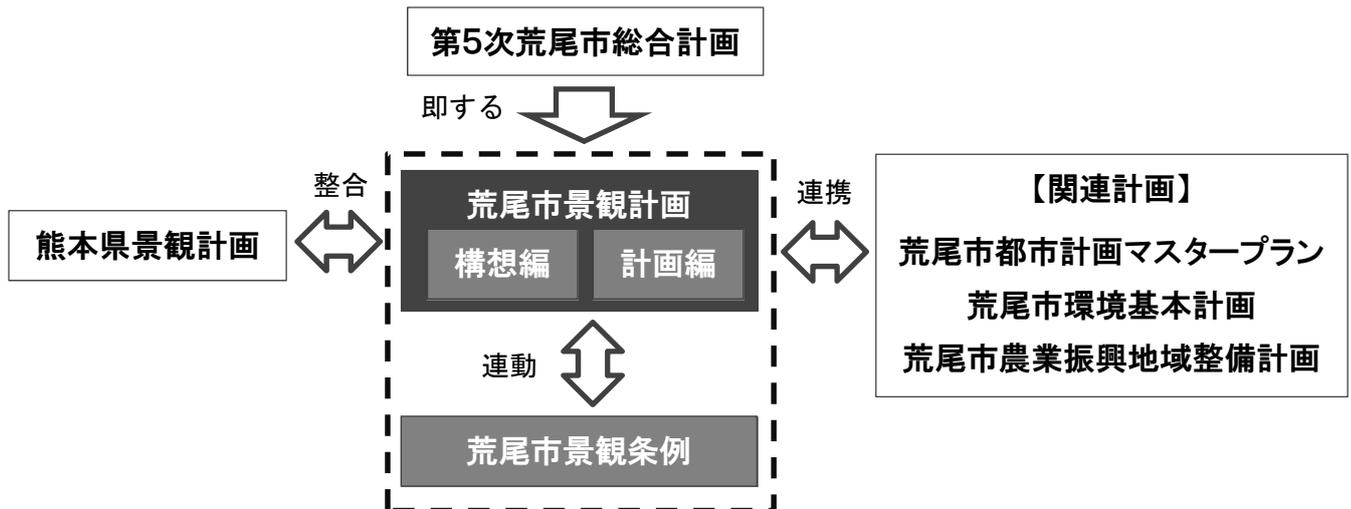
### (1) 計画の目的

本計画は、本市の特性を活かした良好な景観形成を推進していくために、景観形成の理念や目標、市民・事業者・行政の協働による取り組みを示すとともに、市内の建築行為や開発行為等を行う際の方針や基準を明らかにすることを目的とします。

## (2)計画の位置づけ

本計画は、第5次荒尾市総合計画に即し、荒尾市都市計画マスタープランや荒尾市環境基本計画等の関連計画と連携しながら、本市の景観まちづくりの方向性とその実現方法を指し示す計画です。なお、本計画の計画編は、景観法（平成16年法律第110号）に基づく法定計画です。

### 荒尾市景観計画の位置づけ



## (3)計画の性格と役割

### 1) 景観行政に係る相互調整の指針

本計画は、景観行政に係る基本計画として、総合的な取り組みを示すものです。そのため、都市計画、建築・土木、環境、観光等の関連分野の施策との調整を図る際の指針となるとともに、周辺市町や国・県等との関係機関と連携を図る際の指針となります。

### 2) 市民・事業者・行政の景観まちづくり活動の指針

本計画は、景観形成の理念や目標、推進施策などを示すことにより、市民・事業者・行政が景観に関する活動を実施する際の共通の行動指針を明らかにするものです。各主体が自主的または連携して景観形成に取り組む際、本市の景観形成にとって大切なことを共有化する役割を果たします。

### 3) 建築行為等を行う際の指針

本計画は、本市の特性に応じた景観形成の方針や景観形成基準を定めることにより、建築行為や開発行為等を行う際の協議・調整の指針となります。景観法に基づく届出制度等の実施により、実効性のある景観誘導を可能にします。

### 3. 計画の構成

本計画は、本市の景観まちづくりの基本的な考え方や総合的な景観施策を示す「構想編」と、景観法を活用した具体的な取り組みを示す「計画編」を柱に構成しています。

#### 荒尾市景観計画の構成

序部 荒尾市景観計画について		
1 策定の背景	2 計画の目的と役割	3 計画の構成
<p><b>第Ⅰ部 構想編</b></p> <p><b>第1章 荒尾の景観特性と課題</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 荒尾の景観特性</li> <li>2. 荒尾市におけるこれまでの取り組み</li> <li>3. 市民意向</li> <li>4. 景観形成の課題</li> </ol> <p><b>第2章 景観形成の理念・目標・方針</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 景観形成の基本理念と基本目標</li> <li>2. 景観形成の基本方針</li> </ol> <p><b>第3章 景観形成の推進に向けて</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 協働による景観形成 ～市民・事業者・行政の役割～</li> <li>2. 推進施策</li> <li>3. 推進体制</li> </ol>	<p><b>第Ⅱ部 計画編</b></p> <p><b>第1章 景観計画区域</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 景観計画の区域</li> </ol> <p><b>第2章 景観計画区域の景観形成</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 景観誘導の考え方</li> <li>2. 市全域の景観形成             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 景観形成の重要方針</li> <li>(2) ゾーン別景観形成方針</li> <li>(3) 景観形成基準</li> </ol> </li> <li>3. 景観形成重点地区の景観形成             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 景観形成重点地区の指定方針</li> <li>(2) 万田坑周辺地区</li> <li>(3) 三池炭鉱専用鉄道跡地区</li> <li>(4) 景観形成重点地区の指定検討地区</li> </ol> </li> <li>4. 特定施設届出地区の景観形成             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 特定施設届出地区の指定方針</li> <li>(2) 特定施設届出地区</li> </ol> </li> <li>5. 届出の手続き</li> </ol> <p><b>第3章 景観資源等の活用に関する事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針</li> <li>2. 景観に配慮した公共施設の整備</li> <li>3. 屋外広告物の表示等に関する方針</li> </ol>	